

平成19年度 第3回芦屋市社会福祉審議会会議録（要旨）

日 時	平成20年2月1日（金）午後3時～午後5時15分
会 場	市役所北館2階会議室3
出席者	出席者 会長 白石大介 委員 小笠原慶彰，都村尚子，多田梢，畑中俊彦，田原俊彦， 瀬々倉利一，中村厚子，亀山昌也，岡本威，（敬称略） 事務局 浅原保健福祉部長，浜野保健福祉部次長（高齢者対策担当）， 浅田保健福祉部次長（地域福祉担当）， 津村保健福祉部主幹（社会福祉施設担当） 米田障害福祉課長，中村こども課長 瀬戸山健康課長，北川保健福祉部主幹（福祉公社担当） 岡田地域福祉課課長補佐，地域福祉課 阪本
会議の公表	公 開                      非公開                      部分公開
傍聴者数	10名

1 議 事

（仮称）芦屋市福祉センター構想（案）について

2 内 容

= 開 会 =

**事務局/浅田**：ただ今から「平成19年度第3回芦屋市社会福祉審議会」を開催させていただきます。本日は，中村委員より遅れて出席するとの連絡をいただいております。現在は9名の委員がご出席です。

この審議会は，芦屋市情報公開条例第19条において，原則公開となっております。本日は10名の傍聴の方に既に入室いただいておりますがご了解ください。また，会議録の公表につきましても，前回より発言者のお名前を公表させていただいておりますので，よろしくお願いたします。

= 会長あいさつ =

**白石会長**：風邪をひいておりますので，マスクをしたまま失礼します。不明瞭な点があれば何なりとおっしゃってください。何かと多忙でストレスの多い年度末ですが，そんなとき「どう笑う」か，よく一笑に付すといいますが，笑うとナチュラルキラー細胞いわゆるNK細胞を活性化し，免疫力を高めるといわれています。また，笑うと腹式呼吸になり，20秒笑うと3～5分運動したときと同じ効果が得られるともいわれています。そして，気分が高揚すると脳内麻薬物ベータエンドロフィンが痛みを和らげる，ストレスが解消されて血行がよくなる，などともいわれています。ですから，夜寝る前に鏡の前で1人笑いをする，声を

出して笑う，作り笑いでもよいといわれています。もう一つは，睡眠をよくとることです。ただ量的に多いのではなく，良質の睡眠をとること，皆さん意識されたことがありますか。できれば夜寝る前1時間くらいはメールなどしないで，脳内の温度を下げた深い眠りが身体的疲れを癒してくれる。もう一つ，私はここ数年阪神間で，就学前，小学生の親御さん2万件近くにアンケート調査をしているのですが，睡眠・食事・運動の中で何が大切かと尋ねると60%の方が食事と答える。睡眠は約25%，運動は5%，つまりこれは食育の落とし穴で，食育は大切だが食事を強調するあまり親御さんの意識の中で睡眠が二の次になっている。成長期の子どもには睡眠がとても大切ということに気づかない。皆さんも疲れをとるのは，睡眠です。どんなにおいしい物を食べることより睡眠の方が疲れをとります。年度末に際して，皆さんも笑いと睡眠をお忘れなくお過ごしください。

= 資料確認 =

**事務局 / 浅田：**

- ・「(仮称) 芦屋市福祉センター」構想(案)
  - ・「(仮称) 芦屋市福祉センター」イメージ(案)
- それでは，議事進行を白石会長，よろしくお願いたします。

**白石会長：**本日は，(仮称)「芦屋市福祉センター」構想(案)について皆さんからご意見をいただき，よりよい福祉センターを目指すということが中心になるうかと思しますので，よろしくお願いたします。では，まず事務局から説明をお願いします。

= 事務局説明 =

**事務局 / 津村：**「(仮称) 芦屋市福祉センター」構想(案)について

- ・昨年9月開催の第2回社会福祉審議会以降の経過
- ・中間まとめについてのパブリックコメント実施及び結果
- ・中間まとめからの主な変更点

「本センター整備の必要性」及び「本センター整備により期待される効果」の項目について，そもそもなぜ福祉センターが必要なのかを加筆し，箱物ありきと誤解を受けないよう福祉センターの必要性を説明

「中間まとめに対する市民の意見」の項目を追加し，パブリックコメントでの主だった市民意見を掲載

1頁「構想策定の経過」について，今回の構想(案)策定に至るまでの経過を整理

3頁「事業方法等の前提条件」について，表現の整理と今後木口財団との協議・調整の必要を追記

16・17頁パブリックコメント市民意見の「ライフステージごとに支援が遮断されがちな障がい児者の生涯を見通した相談機能にする」ことを盛りこむ

参考資料の添付(パブリックコメント結果全件掲載含む)

その他表現の修正部分

等

**事務局 / 浅田 :**「(仮称)芦屋市福祉センター」イメージ(案)について

・構想(案)20頁「基本機能の概要と導入施設」をイメージ化したもの(イメージ段階で今後調整・変更有り)

オープンフロアー, 相談・交流・情報発信・就労支援スペース等々

地域活動スペース(団体活動等々)

子育て活動スペース(子育て支援センター等々)

健康活動スペース(保健センター等々)

リハビリスペース(介護予防センター等々)

共用スペース(多目的室, 調理室等々)

**白石会長 :**細かなところについては策定委員会でも当事者の方も入っていただいて, またパブリックコメントの結果も踏まえて議論いただいていると思いますので, 社会福祉審議会としては, 大きくはセンターの構想案と施設案, さらにはセンターをどう運営していくかと, このような点についてが大きな課題で議論が必要かと思います。その前に基本的なところでの質問等確認したい点はありますか。

**小笠原委員 :**33頁パブリックコメント42の市民意見要旨はどういう意味ですか。

**事務局 / 津村 :**土地の売却に反対の立場の意見で, もし木口財団さんがどうしても拠点として必要なら定期借地権つきで付与すべきとの主旨だと理解しています。その意見に対する説明が右側の部分です。

**多田委員 :**イメージ案において, 何も記載がなく空いている部分は階段等の共用部分ですか。大体それでまかなえるのですか。

**事務局 / 浅田 :**そうです。全体の60~70%以内に基本施設部分を抑えれば, 階段, トイレ, エレベーター等共用スペースがほぼ取れると聞いています。今から全体調整をかけていきますのでそれぞれの施設面積等には変更があります。

**白石会長 :**特に質問がなければ構想案の内容について, まず4頁「ノーマライゼーション社会の実現」という表現ですが, 意味あいは同義ですが, 最近は「ユニバーサル社会」という表現が多くなってきているので, 概念的なものとしてあわせたほうがよいのではないでしょうか。

構想案として初めから順次ご意見をいただいきたいのですが, 1~3頁で構想策定の経緯が述べられています。

**畑中委員 :**3頁「事業方法等の前提条件」について, 今さら木口財団さんを否定するものではないのですが, 市の財産である土地の売却についてはパブリックコメントでも市民から多くの意見が出ています。そのような中で, 市に協力いただける財団なのであれば, 定期借地権なども考えて土地として残すべきではないか。定期借地権だと(起債の)返済が可能な

いというならば、定期借地料を決めて、木口財団さんに出していただけるお金の何年間か分を先にいただけるよう協力をいただき、売却ではなく定期借地で市の財産として土地を残すことは重要な課題だと思う。そのような協力をいただける財団であれば、このように市民の意見も多く出ていることですし、市として前向きな取り組みをしていただきたい。

**白石会長：**今のご意見に対していかがですか。

**事務局／津村：**基本的に、今回の手法の問題は前提条件の中でも書かせていただいているとおりです。この点は、委員ご指摘のとおりパブリックコメントでも多くの意見をいただいています。木口財団との協議の中で、市としては売却という方向性を出してきたということです。定期借地というご意見もありましたが、今回の手法を説明しながらご理解を図っていきたくて考えています。

**白石会長：**売却についてもう少し具体的に説明してください。

**事務局／津村：**この呉川町の敷地は約7000㎡で、当初（平成5年）総合福祉センターを建設するために、土地開発公社が事業用地の先行取得というかたちで購入しました。購入費用は、事業用地の確保のために当時全国的にとられていた手法ですが、お金を借りて購入するというものでした。現実には事業化が難しくなると利息を払いながら土地を寝かせておくということになり、土地開発公社の健全化を図る流れの中で、今後10年程度を目途に事業化を見込めるものについては市が買い戻す手法をとってきました。この用地も、平成13年に簿価約42億円、すべてお金を借りて、つまり起債で市が買い取りました。現在も、年間約6400万円利息を支払っている状況です。ご承知のとおり、阪神淡路大震災後非常に財政状況が厳しい中で、市民の皆さまからまた議会からもその必要性については要望いただいていたものの、市独自で福祉センターを建設することが難しい状況が続いていたものです。また、起債については現在利息のみを支払っていますが、事業化するとその起債を全額返済しなければなりません。ですから今回の手法ならば、土地を売却した費用、また市の基金をあわせて起債を返済し事業化できますが、定期借地だと42億円全てを市が一度に負担しなければならなくなり、現在の市の財政状況ではその負担はできない、というのが現状です。

**畑中委員：**そのことは議会の中でもやり取りをし、理解はしますが、そもそも土地を42億円で購入したことは先読みのない行政の失態で、そのつけを市民に回すということはあってはならない。42億円を返済するということは、売却金だけで返済できない、売却額は大体20億円前後として、市の基金をあと20億円以上使うことになる。だから、定期借地ならどれくらいの費用になるのか、50年なら50年間の費用を決めて例えば40億円で借りてくださいとお願いする、それを先取りでいただけるようお願いする。そういう協議を試みることを提案している。パブリックコメントでも土地を財産として残すことについては、これだけ多くの意見がでているのだから、「できない」というだけではなくて、そういう発想をもって木口財団さんと協議をしてもらいたい、何らかの前向きな検討をすべきだと思う。

あと、売却については路線価，公有財産評価委員会の答申金額によって売却しようとしていますが，公示価格はもっと高くなる，一般競争入札で売却するともっと高く売却できるはず。例えば，約20億円で財団に売却するとしているが，もし入札で30億円で売れるとしたら10億円分が建物に回せる。10億円分持っていかれているような，市民感情として受け入れられない。だから適切な価格で売却する。例えば，市民病院の隣の土地100坪を売ったとき，競争入札により約6億円で売却できた。坪あたり約600万円です。かたやそういう手法を使って，整合性がない。その辺はしっかりとした取り組みをしてほしい。

**事務局/津村：**今回のこの事業手法については，相手のあることです。今回は木口財団さんの事業計画，事業費全体で60億円とお聞きしていますが，定期借地権の設定という状況では木口財団さんからはNOというお答えをいただいています。あくまで木口財団さんの協力の中で，協力という言葉が適切かどうかはわかりませんが，事業形態として今回の手法をとっていく上では，売却ということが前提となります。ですから，市が望む福祉センターを財団に建設いただき，それを市場価格より安い金額で市が賃借するという手法で事業化を図る中で，60億円という巨額の資金を調達できる財団は，県内には木口財団さんしかないものと考えていますので，木口財団さんとお話をさせていただいているということです。

**畑中委員：**私たちもこの土地を寝かせておくことはもったいないので何か有効利用してくださいと事あるごとに発言してきたが，その時には何も考えていないといいながら，水面下でこのような協議を進めていたという議会軽視も甚だしいことがあった。だから議会は反発してきたところがあったのです。財政状況が苦しい中で木口財団さんが来てくれることはありがたい話です。ありがたい話ですが，市民感情をもっとよくみて，今までの協議は市民のパブリックコメントを見ないままやってきたことではないですか。そうやって決めてきたことを発表したら，市民からこれだけの意見がきたのだから，木口財団さんとはもう一度話しをしていかなければならないと思います。今は，市長も市の財政は好転してきていると市民にも言っている。あと2年すれば，財政支出は悪化するかもしれないが，震災復興の部分を除けば兵庫県下でももっともよい財政状態になっていると言われている。財政が好転しているなら，市の単独事業でできないのか，今日は副市長もおられるが，手腕を発揮されてここまで財政も好転してきたのだから，さらなる手腕を発揮していただいて市民の財産を守るべきと思う。福祉センターは必要なものだから，確かに難しい話だとは思いますが。

**田原委員：**3頁の部分ですが，畑中委員が言われたように，色々な手法を検討した結果，今回のこの売却という手法をとるという経過が，説明を聴いたり，パブリックコメントを逐一見ていけばある程度理解はできるのですが，この3頁の部分だけではその辺の経過が汲み取りにくい。一方，パブリックコメントの結果報告書には，経費比較も含めこの手法をとるにいたった検討資料なども付いている。ですから，この3頁にも，色々手法を検討した上で構想を進めているということをもう少し詳しく盛り込んではいかがでしょうか。

**亀山委員：**そこの話になると，私はこの3頁にある前提条件をもとに，つまり構想を練る上での基本条件として考えてきましたので，その前提で案を充分討議してきたつもりです。

今皆さんがおっしゃられたこと，土地の売買問題，或いは今後導入される施設，団体等の運営面などについては，この構想案を了承した上で，しかるべき専門家といたらよいのでしょうか，より具体的なノウハウや経験をもった方たちによる専門的な討議の場が必要なのではないのでしょうか。今のお話を聴いていると，基本的な論議の条件の認識が私とは違うように思えます。この前提条件を認識了解した上で，中身の議論をしていきたいと思いません。議論の方向をどう考えたらよいのか。

**中村委員：**この前提条件で考えると，土地・建物は財団さんの所有で，芦屋市はソフトだけの権利ということになりますね。すると，家主と借家人の関係ですから，最初の契約を綿密に細かくしておかないと，大切な中のソフトがどうなるのかの心配があります。大切な市民の夢と希望が詰まった福祉センターですから。きちりと約束事として取り決めておいていただきたい。

**事務局／津村：**基本的に土地の売買については，議会のご承認を得られれば契約へと進んでいくわけですが，契約にあたっては今委員がおっしゃられた部分，単に土地の売買契約だけではなく，福祉センター構想を十分に反映できるかたちで，一つひとつの約束事を含めて協定書を作成する中でやっていきたいと思っています。

**畑中委員：**あしや温泉施設を木口財団さんがすることは県条例に基づいてできないと聞いていたのですが，今施設イメージ案を見ると，温泉リハビリ施設となっている。ここでできるならば何故あしや温泉を残すのか。市が温泉の位置付けで残す意味は何なのか。温泉リハビリ施設の枠を広げてあしや温泉の対応をすればよいのではないか。わざわざ市の負担でなくても有効な場所の使い方になるのではないか。

**事務局／津村：**木口財団さんの財団設立の趣旨からしますと，公益的事業を行う財団ですから一般的な公衆浴場を運営することはできない，と聞いています。もう一つは，それが高齢者のためだけ，あるいは障がいのある方のためだけといった位置付けのあるものならば可能かもわかりませんが，あしや温泉はあくまで一般の市民の皆さんどなたでも利用できる，という施設として親しまれているもので，そのようなあしや温泉を残してほしいという要望も数多くいただいております。そのようなことも踏まえ，市としてあしや温泉を残すという方針をだしています。ですから，木口財団がこれを行うということになれば，今の利用形態は取れないということになります。

**畑中委員：**私は何も今の形態を残せとは言っていないよ。基本的機能の概要の保健・リハビリ機能の中にリラクゼーション機能とあるではないですか。それなら，高齢者や障がいのある人だけではなくもっと若い人も誰でも利用できる市民の憩いの場所として考えるならそれでもいいじゃないですか。発想の転換をしていただければもっとよいものができるのではないのでしょうか。

**白石会長：**発想の転換は非常に大切なことだと思いますね。その辺のことは，構想案と施

設案，そして運営のことが，分けられない重複して関わってくるわけですが，基本的なこと  
でいえば，市民の方により施設なりセンター機能をどう提供するか，土地を残す残さないとは  
少し次元の違うところで，市民の方のニーズにどう応えていくかということと考えれば，  
その方法論が違っているということ。そこをどうするかということですが，先程，田原委員  
がおっしゃられたように3頁をもう少しわかりやすく表記するか，畑中委員はどう表記し  
ようと承服しがたいということになるかもしれませんが。ただ，論議を突き詰めれば，市民  
に財産として土地を残すか，ソフト，つまり機能としてよいプログラムを市民に提供するの  
か，ということになってくる。ただ，これから超高齢化社会を迎え，また高次機能障害や発  
達障害など福祉課題は増大していることを考えると，火急的速やかによりプログラムを提供  
する必要があるのではないかと私は思います。財産として残せるのに越したことはないの  
ですが，市民の皆さんは土地という財産を残すことを求めておられるのか，あるいはどうい  
う世代であれ，また障がいのあるなしに関わらず暮らしやすいユニバーサル社会を求め，そ  
ういうプログラムを求めておられるのか。客観的にいえば，ハードを求める社会は過ぎつつあ  
って，ソフトやプログラムをいかに大切にするかという社会になってきている。先程おし  
ゃられた発想の転換をすればですが，ハードにこだわるか，ソフトを大切にするかといわれ  
れば，私はソフト重視の社会になってきていると思います。その辺はいかがですか。

**畑中委員：**私もその辺は理解はしているのです。理解はしたうえで，これだけパブリック  
コメントがでてきているのだから，売却ではなくて木口財団さんに協力を求める努力をしな  
さいといっているのです。20億円で売却するなら，定期借地50年で20億円と設定する  
なりそれで話しをすればよいじゃないですか。そういう提案をのんではいただければ，ハード  
もソフトも残るよい話だと，確かに，勝手な部分はあるかもしれないが，行政として努力は  
しましょうといっているのです。

**白石会長：**私の理解では，その折衝はしたが，木口財団さんはその条件はのめないとい  
うことではないですか。

**事務局／津村：**そうです。

**畑中委員：**結論が出ていますか？その交渉をしたのですか。以前はそうおっしゃったか  
もしれないが，市民意見がこれだけでているからと前向きに交渉すればよいのではないのか。

**事務局／津村：**売却以外の方法がないのかとの打診はしましたが，それについてはできな  
いとお返事をいただきました。

**畑中委員：**市長に動いていただいたのか。

**事務局／津村：**いえ，市長にはありません。

**畑中委員：**これだけパブリックコメントが出ているのだから，市長に動いていただいたら

よいではないですか。動いていただいて、提案する。あちらがこういう意見を持っていますだけでは問題があると思います。

**事務局／津村：**基本的な部分であると思います。財団法人ですから、今回の事業費にあてるものは基本財産です。土地の売却にあてるということは、財団の基本財産を物に置き換えるということです。定期借地権だと基本財産の取崩しがかわってくる。木口財団さんとしてはそれは考えておられない。

**小笠原委員：**確認ですが、この構想案は社会福祉審議会で決定したらそれで決定ですか。最終的には色々な手続きを経て決定されるものですか。

**事務局／津村：**この構想案は、策定委員会で策定いただいた原案をもとに市が決定した構想案です。ご説明がもれていましたが、この前提条件の是非論は策定委員会にもお諮りしていません。前提条件は、市が説明していく部分です。今後については、今日議論いただいた意見を踏まえて、市としての最終構想を確定していきます。2月13日の民生文教常任委員会で議会に、市の構想としてご説明させていただく予定です。一つは、議会で市の構想をご説明する訳ですが、もう一つ、土地の売却については議会の承認が必要ですので、土地の売却案件として議会に上程します。

**小笠原委員：**社会福祉審議会としてはその是非を審議する場かどうかは疑問です。立場上それを問題にしなくてはならない委員もおられるかもしれないが、それを議論すると中身の検討にならない。前提条件がだめということになると、中身の話ができないことになる。ですから、3頁をもう少し詳しく説明し、そこにこのような意見があったということを加えることはよいのではないかと思います。それを土地の売却のときにどう判断されるかは議会でなされるべきこと。ここでの意見を明記しておいて、売却の議論は議会ですでにいただく。

**白石会長：**条件付き、カッコ書きで、議論を進めるということによろしいですか。

では、他の課題として4頁「本センター整備の必要性」ですが、整備なのか構築なのか、整備というと既にあるものをリニューアルするような意味合い、すると構築の方がよいのか、あるいは「本センターの必要性」とした方が誤解がない。

**都村委員：**5頁「高齢者への福祉面では」について、これまでの社会を支えてこられた高齢者の知恵の伝達の間として利用する、それは多世代交流ということになるかと思いますが、それを加えたらどうかと提案します。

**白石会長：**多世代交流、文化の伝達は、高齢者福祉にとどまらない、高齢の方々が社会的に寄与されてきて、次世代にどう伝達し、残していくのか。少しそのところを加味していただく。必要性に関してはよろしいですか。

7頁「本センター整備の基本的な方向と導入機能等に関する市民意見等」も同じく「整備」をとったほうがよろしいですか。「導入機能等の等」もいらないのではないのでしょうか。



16頁前回の審議会の意見を入れていただいたとのことですが、「老齡期」とあるのは「高齡期」という言葉の方がよい。

**小笠原委員：**17頁で相談機能の充実を述べている割には、またパブリックコメントでも交通アクセスについて求められている割には、それに必要な交通アクセスについての記述が数行といかにも弱い。多くの市民に利用してもらうために必要なことで、もう少し前向きな記述ができないのか。

**白石会長：**23頁 あたりに書き加えられますか。コストのこともあるでしょうが。

22・23頁「6.方針」の項は先程からの指摘を踏まえた整合性の取れた記述にしたいただくとして、ここまで大きくざっと構想案を見てきましたが、ここからは運営面・運営ソフトなどについてもご意見をいただきたい。

**瀬々倉委員：**策定委員会でも意見があったが、保健センターが入ったことにより、福祉センターか保健・福祉センターかどちらになるのでしょうか。

**白石会長：**福祉センターがよいのか保健・福祉センターがよいのか、位置付けについてご意見はいかがですか。

**多田委員：**保健センター業務が入るので、保健・福祉センターがよいと思います。医療まではキャパシティの問題で難しいと思いますので。

**白石会長：**メンタルサポートセンターは精神保健の分野として考えていますか。

**事務局／浅田：**地域活動支援センターとして、つまり相談機能として考えています。

**白石会長：**それは医療的な意味ですか。

**事務局／浅田：**医療的なものはありません。

**田原委員：**イメージ案の中で、会議室・相談室とあるのは、各施設・団体が共用で使用するものなのか、また市民センターのように貸室のように使用するのかお聞きします。

**事務局／浅田：**この施設の中は、保健センターや子育て支援センターのような市の施設部分での会議は当然ありますし、当然福祉団体さんが優先的に使う部分もありますが、あくまでも福祉センターという位置付けの中で共用していきたいと考えています。相談室も同じ考え方です。ただ細かいことはまだ検討中です。

**都村委員：**23頁「6. 持続可能な管理運営をめざして」について、コスト節減を目指した...とありますが、勿論これは重要なことではありますが、これほど夢のある施設が持続

可能になるのはコスト削減だというよりは、より多くの市民が継続的に来てくれるような管理運営、それはやはりぬくもりのある本当に利用しやすい状態で、細やかな気配り・目配り・心配りが隅々までなされているソフトが、組み立てられる時からそして永続的になされなければ段々と人は来てくれなくなる。コスト削減一方ではないソフトの持続性＝市民が来てくれるシステム、支えるスタッフのトレーニングがこの先最も大切になると思います。

**中村委員：**私も、最初から市が突き放しているような印象をもちました。コスト節減の横に民間委託、指定管理者制度...と書かれていると、つくったとたんに後は知らないと突き放しているような姿勢、初めから民間委託等...では市の姿勢が疑われる。それと、最近よく言われている中高年期を未病で過ごすためのプログラムがたくさん組まれる。保健センターがここに入ってそれも取組んでいくなら、先程言われた温泉を使った施設を若い方もターゲットにしたものにすると、多くの人に来てくれる施設になると思います。

**瀬々倉委員：**多くの人を利用してくれるソフトのイメージをハードの基本設計のときに伝えることが大切だと思います。

**白石会長：**ビジュアルのイメージ図があればよいのですが。今日の段階ではそこまでのものはありませんので。

あと本日のまとめとして、基本構想、施設案がある。そして運営面についてはこの審議会では理念的なポリシー・哲学的なこと、具体的な取り組みまでは難しいので、運営面で基本的なことを申し上げれば、まず、ネーミングは保健・福祉センター、あと、利用者負担について、有料なのか、無料なのか、或いは所得等に応じた負担になるのか、また導入施設の選択の公平性を考えると、何か委員会のようなもの、構想が具体化する段階では運営委員会になるか。市民の視点に立ってご意見をお願いします。

**瀬々倉委員：**運営をどのようにやっていくかですが、「私のところ(団体)はこんなことができます、このようなメニューがあります」などと手を挙げてもらってはどうか。

**白石会長：**運営について、芦屋独自のもの、あるいは芦屋ならではのセンターにするには、1回、2回のパブリックコメントなどではなく、センターが出来上がった後にも常時続いていく、また流動性のある意見反映の場を構築するか、だと思います。

**事務局/津村：**ただ今のご指摘は策定委員会でもいただいていたところですが、今後の課題とさせていただきたいと思います。その他、交通アクセスのことは、このセンターにとって大きな課題だと思っていますので何らかの取り組みをしていきたいと思っています。ただ、芦屋は南北の部分の厳しい状況にありますので、他のセクションとも協議していきたいと思っています。利用者負担についても、今後の課題とさせていただきたいと思います。

持続可能な管理運営についてのことですが、コストのことは実は委員会で逆の指摘をいただきました。つくっても、お金がないということになれば逆に持続性がないとの意見をいただきましたので、このような表現にさせていただきました。都村委員ご指摘の、センターを

持続可能なものにするためにはそこに携わる人が大切であるとの意見も、やはり策定委員会でもいただいております。

**白石会長：**ですからそのところは、コスト削減も必要かもしれないが、公的サービスならではの民間にできないこと、それが行政の責任として必要ではないですか。民営化、民間委託がはやりですが、市場原理ではなく、公の部分でしかできないものを担っているという文言が入っていないと市民の方の納得も得られないのではないのでしょうか。

**小笠原委員：**最後に、本日かなり議論となった前提条件のことですが、これがクリアになっていないと禍根が残ることにもなる。社会福祉審議会でその是非を議論できない部分であるので、議会でも充分議論いただきたいと思います。

**白石会長：**前提条件の是非については、策定委員会にも権限はないし、審議会にもない、となるとこれを議論するとすれば、議会ということになろうし、もちろん庁内でも方針を決めていっしょなことでもあろうと。それについて、副市長のお立場でいかがですか。

**岡本委員：**基本的な問題は土地の問題ですので、議会でご審議いただいて、なんとかお認めいただくように、私どもとしては努力するのみです。ただ、福祉センターそのものは、震災のときからの懸案の課題で、今の芦屋市の財政状況の中では当分は無理だとはっきりしておりますし、木口財団さんのお話は決して市にとって極めて不合理であるとか、問題があるといったことには当たらないと私は思っています。行政内部でよく協議もいたしまして、これならば市としても、長い間福祉センターとして利用できるにとらまえていますので、本日の委員の皆さまのご意見も踏まえて、できるだけよい福祉センターになるように努力してまいります。

**白石会長：**他によろしければ、本日の審議内容はこれで終了させていただきます。